

令和5年度

第10回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年1月25日（木）

佐々町農業委員会

令和6年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年1月25日(木)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 令和6年1月25日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議・研修会（後期）について

報告第2号 農業委員会だよりについて

(4) 審議事項

議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第34号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) 協議事項

○佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

○視察研修について

(6) その他

①2月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第10回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに賣持会長から御挨拶をお願いします。

会長（賣持 雅祥君） 皆さんこんにちは。まず初めに、元日に能登半島で起こりました、能登半島地震において亡くなられました方々に御冥福をお祈り申し上げます。また、被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復興を願っております。本委員会からも、お気持ち程度ではございますが、お見舞い金のほうを送金させていただいております。これは、五役会の中でも協議をし、採決させていただきました。皆様に御報告させていただきます。

本日は今年1回目の総会におきまして、お仕事の大変お忙しい中、全員出席で総会を開催されますこと、本当にうれしく思っております。皆様に感謝申し上げます。

年末の寒波と昨日の大寒波、積雪において、農作物の管理に大変御苦労なされたかと思います。2月末までは厳しい寒さも続くと思いますので、またコロナ、インフルエンザ等はやっております。どうぞお体御自愛なされてください。

本総会も、皆様方の御意見を賜りながら、スムーズに進行していきますよう、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上で終わりにします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は13名です。最適化推進委員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を賣持会長にお願いいたします。

会長（賣持 雅祥君） それでは議長のほうを務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、4番、井手委員、5番、築城委員を指名しますので、よろしくお願いいいたします。

以上で日程2を終わります。

それでは日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会会長・事務局長会議・研修会について、私のほうから先に報告さ

せていただきます。

先日、長崎県内農業委員会会長・事務局長会が開催されました。内容につきましては、次第のとおりでございますが、私のほうからお伝えさせていただきたいのは、研修の松浦市農業委員会における目標地図の素案作成と意向把握の取組。この報告は、前回は西海市さんの報告があったんですけども、今回は松浦市さんということで、地域計画の策定に向けて、農業委員さん、推進委員さん、もちろんですけども、事務局、県、JA、本当に一致団結して、今まで、去年の2月から今までに36回座談会を開催されておりまして、各地区、ずっと連日のときもありますし、間隔を置いてもありますが、約36回開催されております。同じ地区でも1回で、もちろん簡単に話がまとまるわけでもなく、2回、3回、4回と同じ地区でも執り行っておられました。御説明の中でもあったんですけども、農家さんの出席というのが、地区でまちまちでございまして、事務局のほうからも御案内を封書で送られていると、それでもやっぱり農家さんは、見ていたようで見てない、あ、そうやったかね、忘れとったという感じの捉え方が多くて、松浦市さんの御説明でもありましたが、地元ならず農業委員さん、推進委員さん、皆さんの声かけ、呼びかけで本当に出席率がよくなるし、じゃあ行こうかね、行ってみようかね、話せんばねって、一生懸命誘ってくれらすけん、町も農協も、みんな来らすけんって言って出席率が上がっていって、周知されていったという御説明がございました。やっぱり本町での取組は、本格的にはこれからなんですけども、農業委員さん、推進委員さん、皆様、お仕事の中で、大変貴重な時間をいただくと思いますけども、一つ一つ、一歩ずつ進めていかなくてはなりませんので、本当にこれからになりますけども、皆さまの御協力のほど、本当にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 私のほうからは、目標地図、地域計画の関係の実務的なものの話になっていますけど、木場地区がモデル地区ということで、県のほうからの設定がされている関係上もあり、今後、2月、3月にかけて木場の集会所をお借りして、目標地図に関する部分の話合いの場の設定をさせていただきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひします。

ほかの4地区につきましては、6年度の事業としての目標地図の作成ということで、各地区的日程等を定めて、御協力を願いしていきたいと考えております。報告1号の、一番最初の説明協議の（1）の農業委員会の系統をめぐる情勢と今後の取組の方向についてというところですけど、これは農業会議のほうから、国から下りてきている情報を各農業

委員会のほうに伝達しますということでの内容となっております。大まかな内容としましては、いかに経済情勢が変動したとしても、地域住民の方の食料を守るというようなことを、国の方で話し合われている内容を伝達されたような形で、皆さんも御承知のとおり、なかなか農業従事者の方が高齢化していることを踏まえて、いかに新規就農の確保ということもありつつ、あとは作業についてはというところで、スマート農業を実際に取り組んで農業をしていく必要があるのではないかというような内容が話し合われているところでございます。

それに併せて、また別の形でいきますと、いかに農地を確保していくかという議論もございまして、そこにつきまして、農振除外の申請というところは、もっと厳格にしていく必要があるのではないかというのが、国の政策を、もともとの根幹となる政策を話す場、会議があって、細かい内容はまた法整備なり規則の整備があって、市町村のほうに下りてくるような形になるのじやないかなと考えています。

あと、うちのほうではないんですけど、営農型太陽光発電事業というのが、不適切な運営があったというのが全国的に見られていますので、結果、基準どおりの営農型太陽光ができていないという場合であつたら、免許を取り消すとか、そういうガイドラインの修正というのが考えられているところでございます。

あとは、長崎県農業会議のほうからの直接の伝達事項的なものになりますけど、農業者年金の加入率を向上させてくださいということと、あと、うちの本町で目標を達成されている分でございますけど、全国農業新聞の購読率を上げてくださいという内容。本町の場合はクリアしておりますので大丈夫です。

そして、3番目の分になりますけど、令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書というものでございますけど、これが長崎県農業会議のほうから、長崎県知事宛てに、令和5年12月15日付で意見書というのが提出されておりまして、その内容のほうを情報として会議資料で配られております。

基本的に、既に皆さん御承知のとおりの部分で、大まかな内容は農地の集積であつたり、あと先ほど言いました太陽光発電の関係であつたり、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進であつたり、地域計画の策定。あと、うちの町で直接関わってくる分といつたら、タブレット端末の導入支援ということで、昨年度購入したのが4台しかタブレットがない状態なので、本来であれば1人1台というところですけど、まだ県内そこが達成されているところが、1自治体以外、そこも国の補助金とはまた別に購入されて、配られている自治体が県内では1箇所のみというところでございます。国の方の整理としては、去年の各地区に配っている分で、整備が終わったという感覚になっているみたいなので、市町村

が農業委員会サイドで補助金を活用して、新たに全員分を購入するので、タブレットの予算をつけてくださいというようなお願ひをしても、今の現時点では国のはうが整備済みですという扱いになっているみたいなので、そこをどうにかしてくださいということでの意見書が出されているというところでございます。あとは有害鳥獣対策の関係とかを意見書のほうに組み込まれている状況でございます。

私からは以上になりますけど、会議資料関係は事務局で保管しておりますので、見られたい方はいつでも御確認をお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして御質問はありませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） 今報告があった中のタブレットの配布の話ですけど、タブレットに不具合があつて活用できないという報告をずっといただいておりまして、その後その状況が改善できているのでしょうかというお尋ねでございます。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

係長（鮎川 稔君） ただいま御質問がありましたタブレットの状況なんですけれども、少しずつ改善はされてはいるところでございますが、まだ皆様のほうにお使いいただけるような状況までは至っていないというのが現状でございます。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。——ないようですので次に進みます。

報告第2号、農業委員会だよりについて事務局から説明をお願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君） それでは、報告第2号について説明をさせていただきます。皆様のお手元にもお配りしております、佐々農業委員会だよりです。

こちら、総会で編纂委員会を五役会で請け負わせていただくという御説明をして、それから皆様への挨拶文のお願いということで、御協力いただきましてありがとうございます。この度出来上りましたので、まず皆様方にお配りをさせていただきまして、それから、今週になってから、営農組合長さんに配付のお願いをしましたので、もしかすると先にお手元に届いて見られた方もいらっしゃるかもしれません、そういうことでまず営農組合にはお配りをさせていただきましたとの御報告をさせていただきます。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問はありませんでしょうか。——ないようですので、以上、日程3、報告事項を終わります。

次に日程4、審議事項に入ります。

議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明を

お願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君） それでは資料1ページからお願いいたします。

議案第31号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。こちら、県知事許可分となります。土地の所在地ですけれども、佐々町大茂免字牟田〇〇〇〇、登記地目が畠、現況地目が雑種地、登記面積が33m²です。申請人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

転用目的ですけれども、墓地ということで墓1基を建立する予定となっております。備考欄にも書いてありますが、今回のこのお墓ということなんですけれども、松浦佐々道路事業のために移転の必要が生じたためとなっております。

資料が、少し飛びまして、5ページをお願いいたします。

付近状況図になりますけれども、左側の今回申請地と書かれているところが今回の申請地となりまして、その右側のほうに現在の墓所在地ということで書いてあります。こちら現在の墓所在地のところの上と下に点線と丸が組み合わさった線が引かれていると思うんですけれども、この線の範囲が松浦佐々道路の事業範囲ということで、今回、その事業の範囲の中にお墓があるということで、それを今回の場所に移転をしたいという目的での申請となっております。

6ページが写真方向図、7ページが現況写真となっております。現在雑種地ということで、特に何も耕作はされていらっしゃらない状況でございます。

それから、10ページになりますけれども、被害防除計画書をお付けしていただいておりまして、造成については現状のまま利用ということです。

それから、近傍農地なんですけれども、近傍農地は全て自己所有ということで、影響を及ぼす恐れがないとされております。また、排水計画についても、自然流化、また汚水、生活雑配水については発生をしないということとなっております。

11ページが配置図、12ページが平面図、13ページが立面図となっております。

そして、今回お墓ということで、墓地埋葬等に関する法律というのがございまして、個人ではお墓を建てたりするということはできません。ただ、今回が国の事業、松浦佐々道路の事業の関係ということで、佐々町は長崎県墓地埋葬等に関する条例とそれに基づく墓地経営等許可事務の取扱い要領というものに準じて事務を行っているところで、担当課に確認をしましたところ、この取扱い要領に、災害または公共工事の施工に伴う移転により、新たに墳墓を求めるなどを余儀なくされたため、次のいずれかに該当する者がということであれば、やむを得ない事由と判断されて認めることができるとされております。その次の事由に該当する者の中に、個人で経営する墓地が移転の対象になったときの経営者とご

ざいますので、今回がこれに合致するということで、担当課としては許可をする方向であるということで確認を取っております。

議案第31号につきましては以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

13番。

13番（坂本 真澄君） 坂本です。1月11日10時より、佐々町大茂免字牟田〇〇〇〇にて、本人〇〇〇〇さん立会いの下、役場より、作永事務局長、鮎川係長、また国土交通省より、係長の〇〇〇〇さん、そして私と山下農業委員、前川推進委員とともに現地立会いをいたしました。墓地として、現地を見たわけでございますけども、境界の確認をしながら、また現状維持で施工することを本人から聞きました。

隣接する土地については、町道と隣接する土地ですけども、〇〇〇〇さん全てということを聞きましたので、何も差し支えすることなく、何の意見もなかったということを確認いたしました。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして皆さん、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）ないようですので、それでは採決を行います。

議案第31号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

次に、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君） それでは、15ページからお願ひいたします。

議案第32号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。こちらも県知事許可分となります。

土地の所在地ですけれども、佐々町市瀬免字上原〇〇〇〇。登記地目が畑、現況地目も畑、登記面積が31m²。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんとなります。転用目的は個人住宅用地です。

備考欄になりますけれども、既存の住宅敷地が手狭であるため、敷地を拡張するものとなっております。

中身について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

付近状況図なんですけども、中頃のところに申請地と書かれて、上に点々と下に線が引かれています。今回、次の議案と近場ありますので、一枚にまとめて付近状況図というのを作られておりますので、申請地に関して2つ印があるんですけども、この分は下のほうの分となります。20ページの地籍図で、色付けをされて塗られているところが申請地となります。

この地籍図に、1番と2番と写真方向の矢印も書かれておりまして、21ページに現況写真を載せております。それから22ページが計画図ということで、今回が下の分になるんですけども、目的としては、庭に植木鉢等を置いたときに住宅との間にスペースがないということで、今回この31m²分を取得をされて、住宅スペースの確保をするという予定となっております。

それから、先に被害防除のことからお話ししますと、○○○○というのが譲渡人である○○○○さんの畠がありまして、この○○○○からさらに右側になってくると、これも○○○○さんの土地なんですけども、山林ということで山がございます。なので、この○○○○の畠に行けるようにするためということで、この黄色く塗られたところの右側に通路と書かれておりますが、○○○○さんが売買されるんですけども、この○○○○に行くための通路は確保して住宅敷地として使っていくことでの計画となっております。

それから、23ページに被害防除計画書を載せておりますが、こちら造成につきましては現状のまま利用される予定と。ただ、隣接地の境界にブロックを置いて、土砂流出等を防止する計画となっております。

また、排水関係につきましては、特に建物が建つわけではございませんので、雨水については自然流化、汚水、生活雑配水については生じないということとなっております。

また、周辺農地に係るための措置といたしましては、購入される隣に○○○○さんの畠が残るんですけども、そこへの干渉地を設けるということと、今説明をしました隣接農地への通路を確保するという計画となっております。

議案第32号についての説明としては以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

8番。

8番（北川 英明君） 北川ですけども、1月の18日の日に見に行きました、山下班長さん、それと本山さん、それと私と3人、それから事務局の2人ということで現場に行ってきました。今のところ、拡張というか、ちょっと広めに拡張をしたいということで見たんですけども、別に異常はないということで、認めました。

以上でございます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして皆さん、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）ないようですので、それでは採決を行います。

議案第32号について、転用やむなしと思われる方は举手をお願いいたします。（賛成者举手）举手多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

次に議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君） それでは資料の、24ページからお願いいたします。

議案第33号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。県知事許可分となります。

土地の所在地ですが、2筆ございます。まず1筆目が、佐々町市瀬免字上原〇〇〇〇、登記地目、現況地目共に畠、登記面積が4.29m²です。もう1筆が、佐々町市瀬免字上原〇〇〇〇、こちらも登記地目、現況地目共に畠、登記面積が9.26m²となります。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。転用目的といたしましては、個人住宅用地となっております。

備考欄になりますけれども、既存の住宅敷地で駐車場用地が不足しているため、敷地を拡張するものとなっております。

資料の30ページをお願いいたします。

先ほどの議題と同じく付近状況図ですけれども、今回がこの申請図と書かれている赤線で線が引かれているところの上の点々となっているこの2か所分の案件となります。31ページの地籍図のほうでは、黄色く塗られているところとなります。

先ほどの議案第32号は、売買による所有権移転でございましたが、今回がこの〇〇〇〇と〇〇〇〇、それからその間に〇〇〇〇がありまして、こちらとの交換による所有権移転となっております。

32ページに現況写真で、〇〇〇〇の分の写真、それから33ページが〇〇〇〇の分の写真となっております。

それから、34ページが計画図になるんですけれども、今お話ししました、黄色の部分のところと赤の部分のところを交換をされるということで、〇〇〇〇が住宅地になりますので、そこに駐車場としてのスペースを新設をされる予定となっております。

それから35ページに被害防除計画書を載せております。まず、土地の造成につきましては、最高で0.4メートルの切土を行う予定。それから隣との間に擁壁を設置いたしまして、土砂流出を防止する計画となっております。排水につきましては、何も工作物等建

ちませんので、雨水については自然流化、汚水、生活雑配水については生じないこととなっております。

それから 36 ページになるんですけれども、こちらが〇〇〇〇についての計画図なんですけれども、下が現状の平面図、上が計画図となっております。32 ページの写真を同時に見ていただきまして、町道との間に擁壁はついてあるんですけども、それを、計画図では、32 ページの上の写真でいきますと、ちょうど境界のところに赤い杭が立っているんですけども、そこから今度〇〇〇〇さんの土地と〇〇〇〇さんの土地の間にも擁壁を設置いたしまして、隣との境界がわかりやすくするのと同時に、先ほど被害防除でもありましたとおり、土砂流出等を防止するための擁壁を造られるという計画となっております。

また、この〇〇〇〇の土地が、右側の〇〇〇〇さんのお宅から少し上がっておりますので、そこを住宅敷地と同じ高さに切土をするという計画となっております。

それと、36 ページなんですけれども、計画平面図のほうで、〇〇〇〇と、その他で〇〇〇〇と書かれておりますが、こちら、後で確認をしましたところ、〇〇〇〇は〇〇〇〇と、ちょっと間違いであったということで、訂正が間に合わずに、できておりませんでした。すみませんでした。

説明につきましては以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。それでは地元委員の説明をお願いいたします。

8番。

8番（北川 英明君） 先ほどと同じ 18 日の日に現場に立ち会いまして、これは、もともと〇〇〇〇さんの土地、畠を買って、〇〇〇〇さんが家を建てられたんですけども、今の現状で見ますと、少し山みたいな感じの、22 ページの図面ですけれども、もともとの三角になっているところを真っすぐにしたいということと、それからピンクの色で塗ってあるところは、細い石垣をしてあたんですけども、上が竹山で、タケノコが生えてきて、石垣を壊しているもんですからということで、真っすぐに掘ってきてきれいに整地をしたいということで、〇〇〇〇さんからそう聞いております。

現場を見まして、異常はないということで、許可をいたしました。

以上でございます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして皆さん、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）ないようですので、それでは採決を行います。

議案第 33 号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで、県

に進達いたします。

これは、悪天候の中、お立ち会いになられた皆さん、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

次に、議案第34号農地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君）では、議案第34号について説明をいたします。資料の38ページからになります。農用地利用集積計画の承認についてということで利用権設定となります。

資料の39ページをお願いいたします。

今回が新規1件ということで計画が上がっておりまます。

貸手農家が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。借手農家が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。土地の所在地が、市瀬免字古田〇〇〇〇。地目が、田、面積が1, 174m²となります。権利の種類が賃借権、設定内容が金納の年1万円の5年契約となっております。今回はこちら1件だけとなります。

説明は以上です。

会長（寶持 雅祥君）ありがとうございます。この件につきまして皆さん、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）ないようですので、それでは採決を行います。

議案第34号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）挙手多数ですので、承認することといたします。

以上で日程4、審議事項を終わります。

次に、日程5、協議事項に入ります。佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君）それでは、資料の40ページからになります。

佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで、町長から、会長宛てに意見を求める依頼がされております。

42ページになりますけれども、変更計画書ということで、申請人の氏名が〇〇〇〇さん、申請人住所が、〇〇〇〇となっております。申請地の所在地が、佐々町市市瀬免字田中〇〇〇〇、除外面積が1, 150m²のうち499m²、現況地目が畠、除外目的が住宅用地となっております。

こちら46ページをお願いいたします。

付近見取図ということで、右左に図面があるんですけども、そのうちの右側のほうが付近に近づいた分ということで、こちらが国道のほうから〇〇〇〇さんとか〇〇〇〇さん

のある交差点の1個先から、江里のほうに入っていって、〇〇〇〇のところから左に少し入ったところの場所になります。

48ページをお願いしたいんですけども、〇〇〇〇が全体で1, 150m²ある農地なんですけども、そのうちの499m²分を分筆をして、その分筆をしたこちらの黄色く塗られているほうに、住宅を建てる計画のために農振の農用地の除外の申請がなされているところです。

それから、50ページが現況写真ということで、2方向から撮られた写真をおつけしております。

それから、51ページが、図面が小さくて見づらいんですけども、青色で書かれているところが雨水、それから赤色で書かれているほうが下水になるんですけども、雨水については水路放流、汚水と生活雑排水については下水道接続の予定となっております。

52ページに被害防除計画書をおつけしておりますが、まず土地の造成につきましては現状のまま利用、それから土留め工事を行うということとなっております。この土留め工事というのが、残地である農地との境界のほうにブロックを施工するという内容となっております。排水につきましては先ほど説明をしたとおりです。

周辺の農地に係る営農条件への措置といたしましては、建物の高さを加減するということで、高さが5.8メートル程度となっております。

53ページから、建設予定の家屋の平面図と55ページが立面図となっております。

それから、56ページになるんですけども、土地の選定に関する調書といたしまして、今回の申請地以外のところも検討した結果、この市瀬免のところに最終的に決定をしたことでの、その土地の選定に関する調書をおつけしております。この調書では、検討した土地といたしまして、神田免であったり、皆瀬免、平野免のほうにも検討されたけれども、断念した理由が書かれておりますとおり、何かしらの条件に合わず断念をされていらっしゃるということです。

説明については以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何か御意見、御質問はありませんでしょうか。——ないようですので、本委員会では、本計画変更はやむを得ないと判断するとの回答をいたします。

次に、視察研修について事務局から説明をお願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君） 視察研修についてということなんんですけども、特段資料等はございません。口頭だけでの説明になります。

毎年、農業委員、最適化推進委員の皆様で、視察研修を行っているわけなんんですけど

も、令和5年度につきましては、7月に福岡のほうの道の駅と、あと大分方面の道の駅等を見させていただくという研修工程を組んで行ったところです。今回は、令和6年度の分についての視察研修ということで、皆様のそれぞれ御事情といいますか、営農形態といいますか、されている種類とかもございますので、皆様が全員そろってというのは大変難しいとは分かっているんですけども、できるだけ多くの方に参加をしていただきたいと考えております。

そして、皆様の貴重な時間を使って研修に参加するものですから、ぜひとも身になるような視察研修をしたいと考えておりますし、場所を探したりするのは事務局のほうで行うんですけども、まず皆様がどういったものを見たくて、どういったことに興味があつてというような、アイデア的なものをいただかないといふ事務局ばかり考えた研修というのは、皆様の身になるとは限らないもので、今のこの総会の場でなくても構いませんので、ちょっと興味があることとか、例えばどこどこに有名な道の駅があるからそこ興味あるっちゃんね、みたいな感じでも構いませんし、道の駅に限らずとも、最初に報告事項にありました、会長・事務局長会議でも出ましたとおり、今であれば地域計画のことであつたりとか、もしかしたら木場は先に策定してしまうので遅いかもしれないんですけども、そういう地域計画のことであつたりとか、皆様の身になる研修にしたいと考えておりますので、そのためのアイデアというものをぜひとも事務局のほうに御提供いただければと考えております。

また、研修をする時期についても、秋口ですとか、11月、12月とか、皆様の日程調整の中でやってきておりましたので、その時期についても、何月だったら行きやすいとか、もちろん秋の稻刈り時期は忙しいというのは重々分かっているんですけども、さらに何月ぐらいだったら行きやすいとか、時期についても教えていただければと考えております。

今回が、皆様から旅行積立てということで報酬から引かせていただいておりますが、昨年の7月からしかまだ積み立てておりませんので、まだ積立額も十分に蓄えがあるわけではありません。なので、6年度については、九州北部あたりでできればと考えておりますので、そちらのほうでアイデア等、御提供をいただければと考えております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何か皆様のほうから御意見等ありませんでしょうか。事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、今現時点で思いつきでもいいので、どういったやつが見たいのがあるとか、情報があれば言っていただけると助かります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 4番。

4番（井手 俊博君） すみません、一旦ここで、もしあれだったら、休憩という形で、ざっくばらんに意見を出したらいかがでしょうか。

会長（寶持 雅祥君） このあと会を開めてから話し合いたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

4番（井手 俊博君） はい。

会長（寶持 雅祥君） それでは、次に移ります。次、日程6、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。係長。

係長（鮎川 稔君） その他ということで、まず2月定例会の日程について御報告いたします。まず、五役会のほうなんですけれども、2月16日金曜日、午後1時30分から、場所が3階、第2会議室。

次に総会ですけれども、2月26日、月曜日、午後1時30分から、場所が3階、第1会議室、この会場になります。

以上の日程で調整をさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）ありがとうございます。事務局からは以上になります。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません。先ほど視察研修の関係で、自分の発言、思いつきでいいかなという言い方、ちょっと語弊があったと思いますので、発言を取り消させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。すみませんでした。

会長（寶持 雅祥君） 皆様方から何かございませんでしょうか。

すみません。私のほうから1つございます。長崎県の会長・事務局長会議の先ほど報告させてもらいましたが、令和5年度農地利用最適化推進政策の改善に関する意見書について、長崎県農業会議から県知事のほうに意見書を提出させていただいておるんですが、本委員会からも、古庄町長に向けて意見書を提出したいと思っております。前々からそうなんですけども、令和に入り、いろいろなことがあり過ぎまして、農家の皆さん、本町で農業を営まれている皆さん方が経営を続けていくことができるよう、農地や産地を守っていくよう、そういうことを内容に事務局と考えまして、五役会でもみ込んで、年度内には皆様にお諮りをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

皆様のほうからしないようでしたら、以上で日程を終了させていただきます。

会を開会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 午後 14 時 40 分）

上記のとおり相違ありません

会長 遠野 雅祥

会議録署名委員 築城 武美

会議録署名委員 井手 俊博